

永住外国人への地方参政権付与の法制化に慎重な対応を
求める意見書

政府・与党では国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

わが国に在住する外国人に対する地方行政の在り方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組み作りに工夫が必要ではあるが、永住外国人への地方参政権付与については民主主義の根幹にかかわる重大な問題である。

日本国憲法第15条第1項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

また、平成7年2月28日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘している。

よって、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざるを得ない。

したがって、拙速な結論を出すことには強く反対し、国会及び政府にあつては法案を提出・審議する場合には、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分に聴くよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
総務大臣	原口一博	様
法務大臣	千葉景子	様
外務大臣	岡田克也	様
内閣官房長官	平野博文	様